



2024年8月9日

各位

会社名 日本リビング保証株式会社  
代表者名 代表取締役社長 安達 慶高  
(コード番号：7320 東証グロース)  
問合せ先 取締役管理本部長 吉川 淳史  
(TEL：03-6276-0401)

### 商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号の変更を決議するとともに、定款の一部変更について 2024年9月25日開催予定の第16期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 商号変更について

##### (1) 商号変更の理由

当社は、2024年4月26日に公表の通り、2024年11月1日に株式会社メディアシークとの経営統合を予定しており、当社が有する保証・金融・BPOといった機能に、メディアシークが得意とするシステムコンサルティングやデジタルコンテンツ開発の機能を組み合わせた新たな価値を提供してまいります。国内市場の縮小や、顧客ニーズの多様化を踏まえ、フロー型ビジネスから、ストック型ビジネスへの転換が企業戦略のトレンドとなる中、アフターサービスを基点とした「ストックビジネスコンサルティング」を強みとし、その実現に向けた独自の「SAaaS メソッド」で顧客企業とともに課題解決へ挑戦する企業となるため、商号変更を行うものであります。

##### (2) 新商号（英文表記）

Solvvy 株式会社：ソルヴィーカブシキガイシャ（英文表記 Solvvy Inc.）



新商号は、Solve=「解決」にもう1つ「v」を加え、2つの「v」で「w」を表すことで、「with you=パートナーとともに」という想いを表現しております。様々な課題に対応する豊富なアイデアで、共に考え、共に解決することがわたしたちの使命であり、アイデンティティです。上から目線のコンサルティングでもなく、ビジネスライクな下請けでもない。共創パートナーとして、喜怒哀楽をともにする存在でありたいと考えております。

(3) 変更予定日  
2024年11月1日

2. 商号変更に係る定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 商号の変更について」に記載のとおり、当社の商号を「Solvvy 株式会社 (Solvvy Inc.)」に変更することに伴い、当社定款第1条を変更し、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章総則	第1章総則
(商号) 第1条 当社は、日本リビング保証株式会社と称し、英文では <u>Japan Living Warranty Inc</u> と称する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>Solvvy 株式会社</u> と称し、英文では <u>Solvvy Inc.</u> と称する。  <u>附則</u>  第1条 <u>定款第1条 (商号) の変更は、2024年11月1日付で効力を生ずるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。</u>

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年9月25日 (予定)

定款変更の効力発生日 2024年11月1日 (予定)

以上